

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県監査委員 森 澤 隆
同 鎌 形 俊 之
同 阿 部 寿 一
同 白 石 資 隆

監査の結果の措置状況

（指摘事項）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
安足健康福祉センター	令和5（2023）年 11月14日	<p>水道料金の支払いにおいて、出納員による支出命令確認が不十分であったことから、自動口座振替に用いる資金前渡員の口座に二重に支出していた。</p> <p>また、前渡資金精算報告書に代わる同口座の記帳を怠るなど、資金前渡員及び組織の確認不足を要因として、事務局監査で指摘されるまで年度を超えて長期間にわたって放置しており、公金管理が著しく不適切だった。</p>	<p>本件は、出納員の支出決議書とシステム上のデータ照合が不十分であったこと、また支出後も資金前渡員口座の通帳記帳及び記帳済通帳の確認手続を怠っていたことを要因として生じたものです。</p> <p>二重に支出した水道料金については指摘後直ちに同口座から県歳入に戻すとともに、同様の自動口座振替をしている他の支出についてもすべて確認を行い、他に二重支出がないことを確認しました。</p> <p>今後は、支払の都度記帳及び記帳済通帳の確認（支出決議書の余白に確認日と押印）を受けることを徹底します。また、支払い漏れや二重登録のないよう、定例的な支払チェックリストを作成・管理することとしました。</p>